

京都市告示第298号

平成26年3月24日京都市告示第549号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の指定について、所得税の適用の対象とならなくなった日以後の指定を取り消し、適用区分を次のとおり変更します。

平成27年8月13日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
NPO法人田中セツ子京都結婚塾に対する寄附金	京都市南区東九条西山王町11番地	当該法人の主たる目的である業務	平成26年2月10日～平成27年7月14日に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)